

市職員を募集します

人財育成課人事担当 ☎ 5027

令和3年4月1日採用の大崎市職員を募集します。
一次試験日は、10月18日(日)です。

【1】初級試験(高校卒程度)

■職種・募集人員
行政 5人程度
土木 若干名

行政(障がい者) 若干名

■受験資格

行政・土木 平成11年4月2日から平成15年4月1日まで生まれの人

行政(障がい者) 平成11年4月2日から平成15年4月1日まで生まれの人で、活字印刷文による出題に対応でき、次の要件のいずれかを満たす人

▼身体障害者手帳(身体障害者福祉法第15条)の交付を受けている人
▼療育手帳の交付を受けている人
▼精神保健福祉センターなど

各施設から知的障がい者であると判定されている人
▼精神障害者保健福祉手帳(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条)の交付を受けている人
※受験申込時点で手帳の有効期限が切れている、または交付申請中の場合は受験できません。

【2】社会人試験(短大卒程度)

■職種・募集人員
幼稚園教諭兼保育士 若干名

■受験資格

昭和55年4月2日から平成2年4月1日までに生まれた人で、幼稚園教諭免許と保育士資格の両方を有し、幼稚園または保育所において、幼稚園教諭または保育士として通算5年以上の職務経験を有する人

申込手続き(共通事項)

■受験申込書の請求先

受験申込書は、市ウェブサイト(<http://www.city.osaki.miyagi.jp/index.cfm/10,0>)

市民意識調査を実施します

政策課政策企画担当 ☎ 2129

本市が目指す将来像「宝の都(く)・大崎(ず)とのおさき(き)」いつかは「おさき」の実現に向けて、市民の皆さんが市政に対して、どのような意見や要望を持っているのか、何が重要と感じているのかを把握するため、市民意識調査を行います。

よりよい市政を行っていくため、多くの人の意見をいただきたいと考えています。ご協力をお願いします。

実施方法

■対象
市民5000人

■結果公表
広報おさきや市ウェブサイトなどで公表

■調査期間
6月30日(火)～7月27日(月)

■配布・回収方法
郵送

※返信用封筒を同封していただきます。切手を貼らずに投函してください。

新しい教育委員会委員を紹介します

教育委員は、これまでの4人から1人増員し5人となり、新たに早坂正年氏を5月30日、市長より発令しました。また、任期満了の若見朝子委員を引き続き教育委員として発令しました。

任期は両委員とも令和6年5月29日までの4年間となります。



教育委員 早坂 正年

教育総務課総務担当 ☎ 72-5032

国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の賦課内容を見直します

税務課国民健康保険税担当 ☎ 5147

国民健康保険税

国民健康保険税(国保税)は、前年所得による「所得割額」、国保加入者の人数に応じた「均等割額」、加入全世帯に対してかかる「平等割額」の3つの項目の合計額となります。

令和2年度の課税限度額は、99万円(介護保険対象外の世帯は82万円)です。

■低所得者に係る国保税軽減
令和2年度から表1のとおり軽減対象範囲が広がります。

表1 国民健康保険税の軽減判定所得額

軽減割合	世帯内の被保険者と世帯主の所得の合計額(下線部が変更点です)
7割	前年度から変更なし
5割	世帯の所得が「33万円+28万5千円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)」を超えない世帯
2割	世帯の所得が「33万円+52万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)」を超えない世帯

※特定同一世帯所属者とは、国保から後期高齢者医療制度に移行した75歳以上の人です。世帯異動などで新たに再取得した人は対象外となります。

表2 後期高齢者医療保険料の軽減判定所得額

軽減割合	世帯内の被保険者と世帯主の所得の合計額(下線部が変更点です)
7割	33万円以下の世帯 世帯内の被保険者全員が年金収入80万円以下の世帯(年金以外の所得がない場合)
7.75割	上記以外の世帯
5割	「33万円+(28万5千円×世帯の被保険者数)」を超えない世帯
2割	「33万円+(52万円×世帯の被保険者数)」を超えない世帯

※軽減割合が7割の被保険者は、年金生活者支援給付金など支援策の対象となります。同一世帯に住民税課税者がある場合など対象外となる場合があります。

※保険料は均等割額「42,240円」と所得割額「前年中の所得-33万円)×7.97%」の合計額です。(限度額64万円)

す。軽減判定所得額は、4月1日現在の世帯主と被保険者全員の合計額です。世帯主が国保に加入していない場合も含まれます。

後期高齢者医療保険料

後期高齢者医療保険料(保険料)は、75歳(一定の障がいがあると認定されたときは65歳)以上の人が加入する高齢者の医療制度です。保険料は、一人一人が均等に負担す

る「均等割額」と前年所得による「所得割額」の合計額です。

■低所得者に係る保険料軽減
世代間の負担を公平にし、年金生活者支援給付金の支給などを踏まえ、表2のとおり軽減割合と軽減判定所得額が変更となります。

軽減判定所得額は、4月1日現在の世帯主と被保険者の所得合計額です。世帯主が後期高齢者医療保険料に加入していない場合も含まれます。

表3 介護保険料の基準額(第3段階まで抜粋)

段階	令和2年度(下線部が変更点です)
第1段階	基準額×0.3 21,100円 対象者: 次の①～③のいずれかの人 ①生活保護受給者、②世帯全員が住民税非課税の老齢福祉年金受給者、③世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の人
	基準額×0.5 35,100円 対象者: 世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円超120万円以下の人
第2段階	基準額×0.7 49,200円 対象者: 世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が120万円超の人

※基準額は、基準月額(5,865円)×12月×各段階別割合で算定されます(100円未満は切り捨て)。

介護保険料

介護保険は、介護が必要になったとき、誰もが安心して介護サービスを受けられるよう支えあう制度です。

65歳以上の人の介護保険料は、基準額をもとに、所得段階別に決められています。40歳から64歳までの国保に加入している人は、国保税として世帯主が納めます。

■65歳以上の人の保険料基準額の見直し
消費税増税財源を活用し、低所得者軽減強化をするため第1から第3段階までの基準額が表3のとおり変更となります。

各保険料(税)の納付書は7月中旬に送付します。同封された納付書により、金融機関やコンビニエンスストアで納付書に納付してください。

納付書が同封されませんので、各保険料(税)の通知書に記載された納付額と口座振替日を確認してください。

※納税貯蓄組合員については、国保税を納付書で納付する人も、加入している納税貯蓄組合長に送付していただきます。また、市税などの税金は今年度からコンビニエンスストアでも納付可能になりました。

※年金からの引き落とし(特別徴収)の人には、8月上旬に送付します。